

今後の受講手続きに係るお知らせ

力学免除コースの取扱い

12月1日以降に開催する講習から、「玉掛け」、「床上操作式クレーン運転」、「小型移動式クレーン運転」の各技能講習については一定の資格がある場合、力学講習を免除することができますが、同資格があるか否かは申し込みの時点で判断させていただきます。

仮に申込後に免除資格を取得した場合（玉掛け技能講習を申込後にクレーン関係の技能講習を修了した場合など）でも申し込み後はコースの変更はできないものとします。

受講日変更の取扱い

講習の欠席や遅刻については原則無効扱いとしておりますが、豪雪などの自然災害、高速道路の閉鎖など本人に責がない場合、本人体調不良のため受講できない場合など1回に限り受講の延期を認めております。また、遅刻が短時間で大半を受講している場合などその都度事情を考慮して延期を認めることもございます。

延期は、延期先の定員を減らし受講機会を狭めることや受講管理に係る事務手数料が発生することなど望ましいことではありませんので、10月1日以降開催の講習から上記のやむを得ない場合を除いて、延期手数料3,300円（税込）のご負担をお願いいたします。

受講票の送付について

特別教育等の受講票についてFAXにより送付しておりましたが、今後郵送により送付することといたします。

インボイス制度に係る適格請求書等の発行について

当協会はインボイス制度における適格請求書発行事業者となっております。領収書が必要な場合はご請求により発行いたします。

登録番号 T5-2100-0500-0036

なお、請求書についてはシステムに対応しておりません。どうしても必要な場合はご相談ください。